

(仮称) 龍ヶ崎市教育プラン (案) (教育大綱 (素案) について)

序章

1 教育プランの策定に当たって

(1) 教育プランの策定の背景と趣旨

未定稿

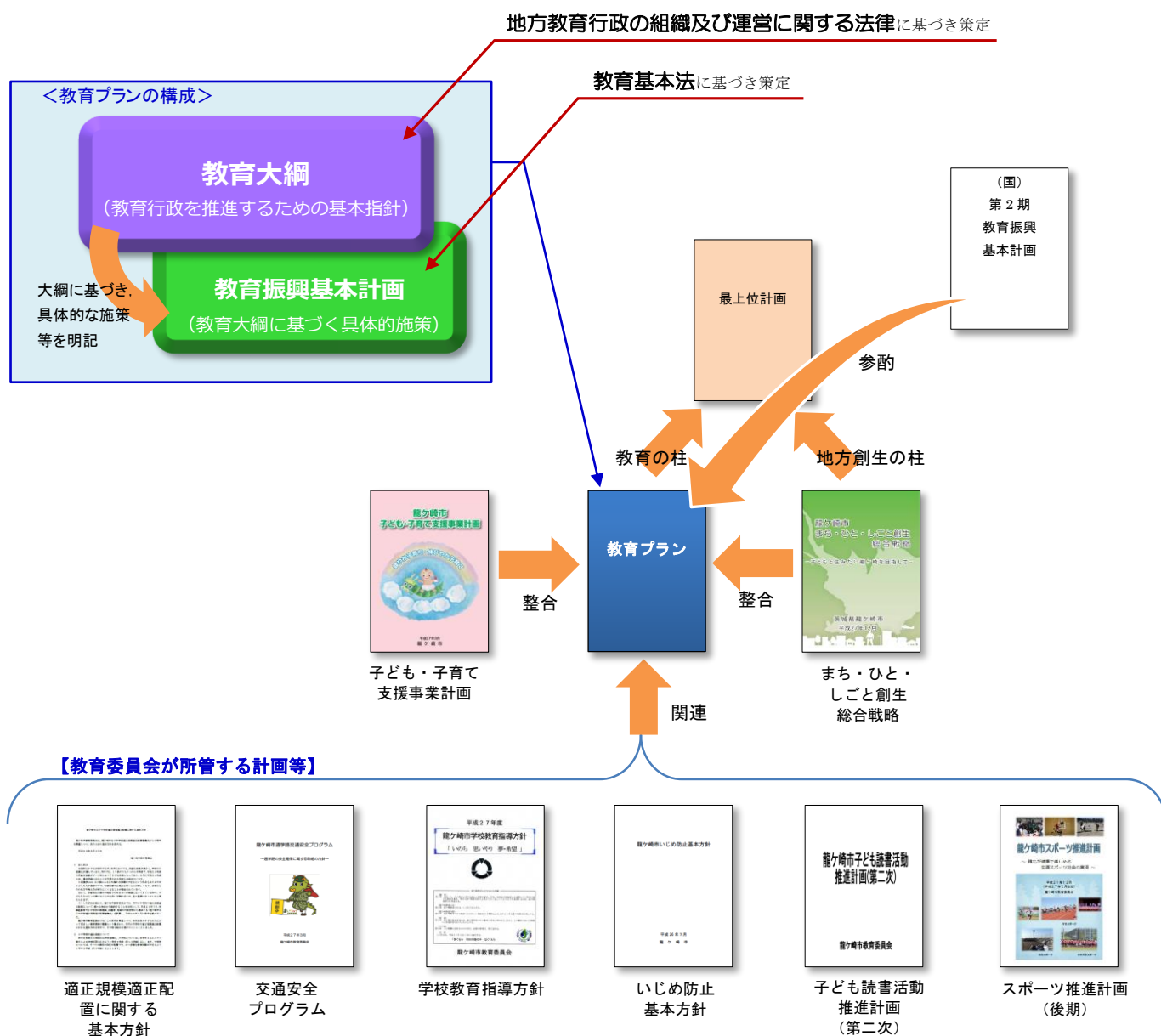
※当該箇所は、後編（教育振興基本計画）を踏まえ、教育プランの策定時（平成 28 年度）に作成します。

※当該項目と併せて、教育プランの表紙、あいさつ文、目次等も作成します。

(2) 教育プランとは

教育プランは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく「地方公共団体の教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」という。）」と、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「教育振興基本計画」の2つで構成します。

教育大綱は、本市の教育分野における基本方針であり、市の最上位計画における教育分野の柱になるものです。また、教育振興基本計画は、教育大綱に基づく具体的施策や指標などを定めるものです。



(3) 計画期間

教育プランの計画期間は、市の最上位計画との整合を図り、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

なお、教育プランに関連する計画等の期間については、以下のとおりです。

	平成 27 年度 2015	平成 28 年度 2016	平成 29 年度 2017	平成 30 年度 2018	平成 31 年度 2019	平成 32 年度 2020	平成 33 年度 2021
本市			最上位計画 (H29~H33)				
			教育プラン (H29~H33)				
	学校教育指導方針 (単年度)	学校教育指導方針 (単年度)					
	子ども読書活動推進計画 (H23~H28)						
	スポーツ推進計画(後期) (H26~H29)						
	子ども・子育て支援事業計画 (H27~H31)						
	まち・ひと・しごと創生総合戦略 (H27~H31)						
国	第 2 期教育振興基本計画 (H25~H29)						
茨城県		いばらき教育プラン (H28~H32)					

(4) 対象範囲

教育プランは、本市の教育分野におけるマスタープランであるため、その対象範囲は、学校教育をはじめ、家庭教育及び社会教育を対象とし、具体的には「義務教育の充実」「子どもの健全育成」「生涯学習の推進」「文化芸術の振興」及び「スポーツの推進」の 5 つの分野が対象となります。

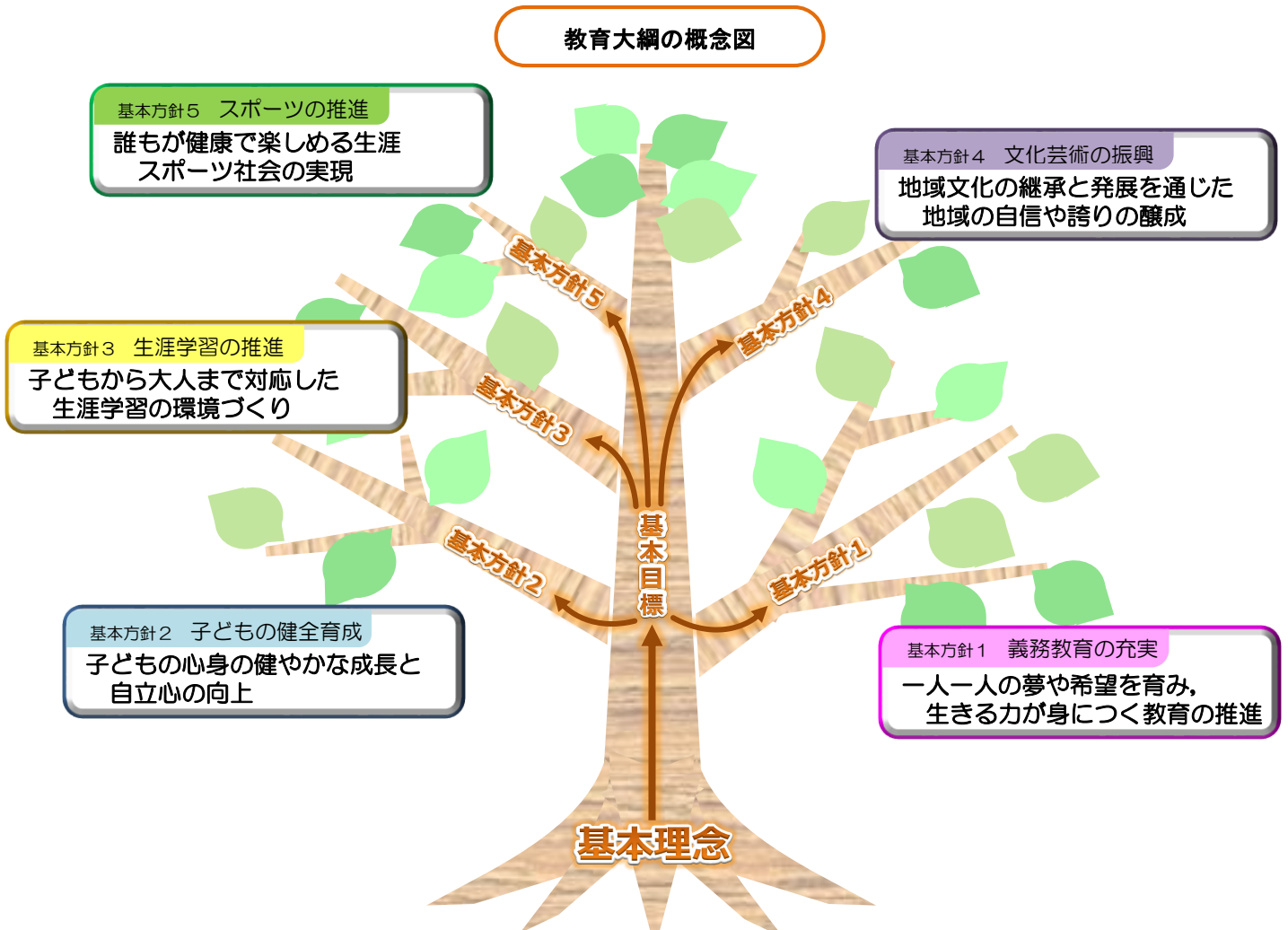
第1章 教育大綱

1 龍ヶ崎市の教育の目指す姿

(1) 教育大綱の基本的な考え方

教育大綱は、次に掲げる基本理念のもと、4つの基本目標と5つの分野ごとに基本方針を定めます。

教育大綱の概念図



基本理念

ふるさと龍ヶ崎の いま 現在を担い、あす 未来を拓く 人づくり

基本目標

- 学校、家庭、地域との連携により、「龍の子」の生きる力を育みます
- 時代に対応した教育施策を展開し、教育環境の充実を図ります
- 地域の歴史や伝統文化と触れ合い、生涯にわたる学びを育みます
- スポーツを通じて、子どもから大人まで幅広い世代の健全な心身を育みます

(2) 基本理念

教育大綱の基本理念は、本市の教育行政の最も基本的な考え方を示したものです。

ふるさと龍ヶ崎の 現在を担い、未来を拓く 人づくり

我が国は、今後、少子高齢化とともに急速な人口減少が予測されるなど、これまでに経験したことのない事態に直面しようとしています。また、グローバル化や情報通信技術の発達により、人や物が国境を越えて行き交い、大量の情報が休みなく飛び交うなど、経済環境も大きく変化しています。足元の地域社会に目を転じて、世帯の細分化が進み、地域のつながりが希薄化傾向にあるなど、家族や地域共同体による相互扶助機能の低下が懸念されます。

このように、社会全体が大きな変革期を迎えています。しかも、この変革は当面、とどまることはないと考えられることから、社会の変革に常に柔軟かつ弾力的に対応していかなければなりません。このため、従来にも増して社会や地域の担い手の育成は重要な課題となっており、「教育は人づくり」と言われるように、教育が重要な役割を担うこととなります。

もとより、教育は、教育基本法にもあるように人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきものです。そして、教育の推進においては、命の尊さと人を思いやる心をはじめ、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成と、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指すことが重要です。

この教育に関する基本認識を踏まえたうえで、本市における教育行政の最も基本となる考え方を「ふるさと龍ヶ崎の 現在を担い、未来を拓く 人づくり」と定めることとします。つまり、地域の担い手づくりを「国家百年の計」ととらえ、行政、学校、家庭及び地域住民等が相互に連携協力しながら、一人ひとりの個性を尊重し、その能力を伸ばし、創造性を培い、主体的に社会の形成に参画する人づくりを主眼とした教育を推進するとともに、生涯にわたって自ら学ぶ多様な生涯学習活動や健全な心身を養うスポーツ活動を促進することとします。さらに、地域の伝統や文化を継承するとともに、新たな文化活動を促進し、地域アイデンティティの形成にも努めることとします。

現代を担う私たちは、未来を拓く次世代への責任として、本市における教育行政を総合的に展開することとします。

(3) 基本目標

教育大綱の基本目標は、基本理念の「^{いま}現在を担う人づくり」及び「^{あす}未来を拓く人づくり」を踏まえ、目指すべき4つの目標を定めます。

- 学校、家庭、地域との連携により、「龍の子」の**生きる力**を育みます
- 時代に対応した教育施策を展開し、**教育環境の充実**を図ります
- 地域の歴史や伝統文化と触れ合い、**生涯にわたる学び**を育みます
- スポーツを通じて、子どもから大人まで幅広い世代の**健全な心身**を育みます

生きる力

市民一人一人の教育に対する関心と理解を深め、学校、家庭及び地域社会の連携を図るとともに、教育の取組を協働で進めることで、「龍の子」の生きる力を育みます。また、生きる力を育む中で、未来を拓くための原動力の一つとなる、基礎的・基本的な学力の確実な向上を図るほか、自ら学び考える力の定着を図ります。

教育環境の充実

グローバル化及び情報化の進展など、新しい時代に対応した小中一貫教育の推進など教育環境の充実を図り、「龍の子」の学習意欲を育み、自主性や社会性の向上を図ります。

生涯にわたる学び

市民一人一人が人生を豊かで実りあるものとするため、生涯にわたる学びを育みます。また、長い歴史の中で育まれた「ふるさと龍ヶ崎」の伝統や文化と触れ合う中で、地域への愛着や誇りの醸成を図るとともに、伝統や文化、及び本市を代表する文化財などを次世代に継承します。

健全な心身

市民が楽しく健康的な生活が送れるよう、スポーツを通じて、子どもから大人まで幅広い世代の健全な心身を育みます。さらに、スポーツの交流を通じて、人と人との交流を促進します。

(4) 基本方針

教育大綱の基本方針は、基本目標を達成するため、5つの分野ごとの方針を定めます。

基本方針1 義務教育の充実

一人一人の夢や希望を育み、生きる力が身につく教育の推進

- これからの社会を見据え、児童生徒一人一人が「確かな学力」「豊かな心」「健康な体」など、いわゆる「知・徳・体」をバランスよく兼ね備えた「龍の子」の生きる力を育みます。
- 学力の向上のため、きめ細やかな学習指導の実施や教職員への授業力向上のための研修の実施を始めICTの活用促進を図り、学習習慣の定着や補修学習、学校内外で実施する無料学習支援など、総合的に推進します。
- 体験学習などを通し、命の尊さの理解を深め、人を思いやる心や人に感謝する心を育みます。
- 「龍の子」が楽しく学び、自主性や社会性を育むための教育環境の充実を図るとともに、義務教育である9年間を見据えた小中一貫教育を推進します。
- 幼稚園及び保育園から大学までの教育施設等がある特色を生かし、幼・保・小・中・高・大の連携による教育環境の充実を図ります。
- 選挙権年齢の満18歳以上への引き下げを踏まえ、国や地方の政治などに積極的に参加する主権者教育を推進します。

【具体的施策の例示】

- 知・徳・体のバランスのとれた教育を推進します
- 自主性や社会性を育む教育環境を整備します
- 地域の特性を活かした魅力ある学校づくりを推進します
- 安心・安全で信頼される学校づくりを推進します
- 学びを支える教育環境を整備します
- 一人一人の心に寄り添う教育を推進します

子どもの心身の健やかな成長と自立心の向上

- 子どもの健やかな成長に必要な家庭教育の充実のため、各種セミナーや相談体制の充実を図ります。
- 人格形成において重要な時期である幼児期に着目し、幼稚園・保育園の支援をはじめ「小1プロブレム」の解消などのため、幼・保・小の連携など幼児教育の充実を図ります。
- 保護者の就業形態の多様化などにより、小学生の放課後などにおける対応も年々重要度が増しており、「学童保育」などによる安全・安心な居場所づくりに加え、学習支援事業の取り組みなどより一層の充実を図ります。
- 地域ぐるみ（オール龍ヶ崎）での見守りなどの支援の中で、子どもたちが、地域住民などとの様々な交流を通じて、自立性を養い、健やかに成長できるよう、家庭、地域、学校などの連携強化を促進します。



【具体的施策の例示】

- 家庭の教育力を向上します
- 幼児教育の充実を図ります
- 子どもが健全に育つ環境を整備します
- 子どもの交流と活動を促進します

子どもから大人まで対応した生涯学習の環境づくり

- 地域活動の拠点であるコミュニティセンター，文化会館，中央図書館などの文教施設等を拠点として，各種講座や体験教室を実施します。
- 幅広い年代層に学習機会を提供し，特に長寿社会を意識した，参加しやすい生涯学習の環境づくりを推進します。
- 自分の技術や知識を生かして社会や地域への貢献など，生きがいつくりや市民相互の交流を促進します。
- 人権に関する理解を深め，すべての人々の人権を尊重し，互いに認め合うことの大切さを学び，身につける人権教育を推進します。

【具体的施策の例示】

- 生涯学習体制の充実を図ります
- 多様な学習機会の充実を図ります
- 人権教育を推進します

地域文化の継承と発展を通じた地域の自信や誇りの醸成

- 地域に根付いた文化芸術の継承を図るとともに、歴史の掘り起こしや、新たな文化芸術活動の振興を図り、市民の主体的な文化芸術活動を促進します。
- 文化財などに、触れ、学ぶ機会の充実により、地域の魅力や特徴の理解を深めます。
- 多くの市民が自主的に参加できる祭りなどを通じ、ふるさと意識の醸成を図ります。
- 指定文化財や市民遺産を活かした観光や、散策による健康増進など政策間で連携したまちづくりを進め、まちの活性化やにぎわいの創出に向けた取組を推進します。

【具体的施策の例示】

- 多様な文化財の保存と活用を推進します
- 文化芸術に親しむ機会の充実を図ります
- 郷土学習を推進します

誰もが健康で楽しめる生涯スポーツ社会の実現

- 流通経済大学や総合型地域スポーツクラブと連携した特色ある事業により、子どもから高齢者、障がい者などあらゆる人々のスポーツニーズに対応した施策を推進します。
- スポーツを楽しむ健康づくりを進める場や機会の充実のため、総合運動公園施設の充実と積極的な活用を推進し、市民一人一人がスポーツを「する」「みる」「ささえる」の楽しみをひろげ、それぞれの年齢やライフスタイルに応じた生涯スポーツ社会の実現を目指します。
- 子ども達が世界のトップレベルの選手と触れ合う機会を創出するため、ラグビーワールドカップ日本大会や東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地の誘致活動を推進します
- 流通経済大学が誇るトップレベルの競技力・指導力を活かし、アスリートの育成や競技スポーツ力の向上を図ります。

【具体的施策の例示】

- 身近でスポーツに親しむ機会の充実を図ります
- 競技スポーツ力の向上を図ります
- スポーツを支える環境を整備します
- 流通経済大学と連携したスポーツ施策を推進します

第2章 教育振興基本計画